

商品説明書

(平成25年3月18日現在)

1. 商品名	・自動とりまとめ定期預金 (愛称) 《ベスト・ユニット》
2. 商品概要	・この口座にお預入れいただく1件ごとの定期預金(以下、「個別定期」といいます。)は、すべてあらかじめご指定いただいた日(とりまとめ日または目標日)を満期日とします。ただし、個別定期の預入日から最初に到来するとりまとめ日までの期間が1カ月未満の場合は、その次に到来するとりまとめ日を満期日とします。 なお、満期日が到来した個別定期は、契約時にご指定していただいた次の方法によりお取扱いします。 【一般型】 ・個別定期の満期日は、預入日後の最初のとりまとめ日とします。預入後最初とりまとめ日までの期間が1カ月に満たない場合は、その次のとりまとめ日を満期日とします。 ・満期日が到来した各個別定期は、元利金ともとりまとめて合算し、次回とりまとめ日を満期日とする定期預金としてこの口座に預入れます。 ・初回とりまとめ日は、口座開設日から1カ月以上5年以内の日を任意に指定することができます。初回とりまとめ日以降のとりまとめ日は、一定期間(3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年から選択)ごとに設定することができます。 【目標日指定型】 ・この口座は前記【一般型】の取扱いに加え、この口座の契約期限として、口座開設日の1カ月後の応当日以後の任意の日を目標日として指定することができます。目標日の指定がある場合は、目標日以後に元金と利息を払戻します。 ・とりまとめ日の指定がない場合には、口座開設日から1カ月以上5年以内の日を目標日として指定していただきます。 ・最終とりまとめ日から目標日までの期間が1カ月未満となる場合は、最終とりまとめ日ではとりまとめを行いません。この場合および最終とりまとめ以降のお預入れは、目標日を個別定期(最終とりまとめ日にとりまとめられた個別預金を含みます。)の満期日とします。 ・お預入れ日から目標日までの期間が1カ月未満の場合は、お預入れできません。
3. 期間	・口座に預入れられた1件毎の定期預金について、払戻に関する期間の定め(満期日)があります。 ・また、この口座の契約期限として、目標日を指定することができます。
4. ご利用可能な方	・個人および法人のお客さま
5. お預入れ方法	・当行の国内本支店窓口で、いくらからでも預入できます。ただし、この預金口座が総合口座取引の担保として組入れられている場合は、10,000円以上1円単位とします。
6. 払戻方法	・当行の国内本支店窓口(原則として、その定期預金をお預入れいただいている取引店に限ります。)で、個別定期の満期日以降に、元金と利息を払戻します。 ・目標日の指定がある場合は、目標日以後に元金と利息を払戻します。 ・この預金口座が総合口座取引の担保として組入れられている場合には、個別定期の解約元利金の入金口座は、総合口座普通預金に限定されます。

<p>7. 利 息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利息支払</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 利息課税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この口座に預け入れられるスーパー定期と大口定期については、そのお預入れ日・お預入れ金額・お預入れ日数に応じて、店頭表示の利率を適用します。 (注)それぞれの定期預金の満期日の定め方・金利については、窓口におたずねください。 ・各定期預金の満期日前の解約時、また、満期日を過ぎての解約時に適用される利率については、それぞれスーパー定期または大口定期の定めによります。 ・この口座に預け入れられた各定期預金の支払利息は、再びこの口座に定期預金として預け入れられます。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をもとに、利息を計算します。 ・個人のお客さまは分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315% (※))、法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 (※)復興特別所得税が付加されております。 ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続きを行うことによりマル優(非課税)の取扱を受けることができます。なお、平成17年12月31日をもって「65歳以上を対象」とするマル優制度は廃止となっております。
<p>8. 手数料</p>	<p>_____</p>
<p>9. 付加できる特約事項</p> <p>(1) 総合口座取引</p> <p>(2) 移し替えサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまの場合、この預金口座を総合口座取引の担保として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越(当座貸越といいます。)を利用することができます。ただし、目標日が指定された場合は、この預金口座を総合口座取引の担保として組み入れることはできません。なお、貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。 ・この預金口座と、《りぼん》または《いずみ》を同時に総合口座取引の担保に組み入れることはできません。 ・別途、移し替えサービスをお申し添えていただくことにより、次の取扱が可能となります。 ・指定出金口座内の各定期預金(注)について、各定期預金の満期日に元利金(各定期預金が利払式の場合は、元金のみ)を自動的にこの口座(ベスト・ユニット口座)に預入れることができます。 (注) <ul style="list-style-type: none"> ・自動継続期日指定定期預金 ・自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期) ・自動継続自由金利型定期預金(大口定期) また、指定出金口座として《いずみ》を指定することもできます。
<p>10. 預金保険の適用</p>	<p>・預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。</p>
<p>11. 元本欠損リスクと要因</p>	<p>_____</p>
<p>12. 権利行使上の制限・中途解約の制限</p>	<p>・満期日前に解約する場合は、スーパー定期・大口定期それぞれの中途解約利率を適用します。</p>
<p>13. 当行の契約する指定紛争解決機関</p>	<p>・当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。</p> <p>《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>14. その他の説明事項</p>	<p>_____</p>

